第三十九条の四十七を第三十九条の四十六の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第三十九条の四十七　法第六十八条の十五の六の二第一項に規定する政令で定めるものは、機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物のうち、第二十七条の十二の五各号に掲げる要件を満たすものであることについて特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十一条第一項第五号に定める主務大臣の確認を受けたものとする。

2　法第六十八条の十五の六の二第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該供用年度（法第六十八条の十五の六の二第一項に規定する供用年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。同号及び次項において同じ。）の百分の二十に相当する金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　認定連結親法人（法第六十八条の十五の六の二第一項に規定する認定連結親法人をいう。ロ及び次項において同じ。）又はその認定連結子法人（同条第一項に規定する認定連結子法人をいう。ロ及び次項において同じ。）で、認定特定高度情報通信技術活用設備（同条第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備（同条第二項の規定の適用に係るものに限る。）をいう。ロ及び次項において同じ。）を取得し、若しくは製作し、若しくは建設したものの当該供用年度の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。ロにおいて同じ。）

ロ　認定特定高度情報通信技術活用設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した認定連結親法人の当該供用年度の個別所得金額及び認定特定高度情報通信技術活用設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した各認定連結子法人の当該供用年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額

3　法第六十八条の十五の六の二第七項において準用する法第六十八条の九第十三項第二号及び第五号に規定する政令で定める金額は、認定連結親法人又はその認定連結子法人で、当該連結事業年度において認定特定高度情報通信技術活用設備を事業の用に供したものの当該認定特定高度情報通信技術活用設備につき法第六十八条の十五の六の二第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額とする。

第三十九条の四十七の二を削る。

第三十九条の四十八第二項中「第六十八条の十四第八項」を「第六十八条の十四第七項」に、「第六十八条の十五の七第七項」を「第六十八条の十五の六の二第七項」に改め、同条第三項中「第六十八条の十五の六の二第七項」に、「第六十八条の十四第八項」を「第六十八条の十四第七項」に、「第六十八条の十五の六の二第七項」に改め、同項第九号イ及びロ中「第三十九条の四十五の二第二十五項各号」を「第三十九条の四十五の二第十八項各号」に改め、同項第十三号イ及びロ中「第三十九条の四十七第二十七項」を「第三十九条の四十六の二第二十七項」に改め、同号を同項第十二号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　当該一の規定による税額控除可能額が法第六十八条の十五の八第一項第十七号に掲げる規定によるものである場合　前条第三項に規定する調整前連結税額から控除された金額は、当該金額から次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除した金額とする。

イ　当該規定による税額控除可能額の全部が法第六十八条の十五の八第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　当該規定による税額控除可能額

ロ　当該規定による税額控除可能額の一部が法第六十八条の十五の八第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　同項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の六の二第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。ロにおいて同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

第三十九条の四十八第三項第十四号を削る。

第三十九条の五十の見出しを「（港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却）」に改め、同条中「第六十八条の十七第二項」を「第六十八条の十七第一項」に改める。

第三十九条の五十四及び第三十九条の五十五を次のように改める。

第三十九条の五十四及び第三十九条の五十五　削除

第三十九条の六十の見出し中「機械等」を「特定機械装置」に改め、同条第一項中「並びに工場用の建物及びその附属設備」を削る。

第三十九条の六十三を次のように改める。

第三十九条の六十三　削除

第三十九条の六十四第四項中「第四十七条の二第一項」を「第四十七条第一項」に改める。

第三十九条の六十九第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第百条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四の規定

第三十九条の六十九第三項第一号中「又は第六十八条の三十三から第六十八条の三十六まで」を「、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五又は第六十八条の三十六」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第十四号」を「第十三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第十五号」を「第十四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第十六号」を「第十五号」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この号及び第十六号において「令和二年改正法」という。）附則第百条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四の規定

第三十九条の六十九第三項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とし、同項第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

十六　令和二年改正法附則第八十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の規定

第三十九条の七十一第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第百条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四の規定

第三十九条の七十三　削除

第三十九条の七十三を次のように改める。

第三十九条の八十四の二第三項中「の規定を」を「並びに第六十八条の九十八第一項及び第六項から第九項までの規定を」に、「同条第二項」を「法第六十八条の五十七第二項」に改める。

第三十九条の八十四の三第一項中「同項」を「同項並びに法第六十八条の九十八第一項及び第六項から第九項まで」に、「同条第二項」を「法第六十八条の五十七の二第二項」に改める。

第三十九条の八十九第一項中「の当該連結事業年度の」の下に「法第六十八条の九十八第六項から第九項までの規定を適用しないで計算した場合の」を加え、「第二項の規定を」を「第二項並びに第六十八条の九十八第一項の規定を」に改める。